

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第 11 議案第 47 号 開成町給食事業特別会計条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、公共下水道事業に同法の全部を適用し、下水道事業特別会計を公営企業会計に移行したいので、給食事業のみとなる開成町特別会計条例を廃止し、新たに開成町給食事業特別会計条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第 47 号 開成町給食事業特別会計条例を制定することについて。

開成町給食事業特別会計条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出、開成町長府川裕一。

この条例制定は下水道事業特別会計と、給食事業特別会計の二つの特別会計について、従前定めておりました開成町特別会計条例のうち、下水道事業特別会計が、公営企業会計に移行することに伴い、当該条例を廃止し、新たに開成町給食事業特別会計の規定のみを整備する条例を整備するものでございます。

それでは、1 枚おめくりください。条例でございます。

開成町条例第 号開成町給食事業特別会計条例。

設置第 1 条でございます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、開成町給食事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため特別会計を設置する。

歳入及び歳出、第 2 条この会計においては、開成町立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「町立幼稚園等」という。）の給食納付金その他の諸収入をもってその歳入とし、町立幼稚園等の給食材料費その他の支出をもってその歳出とする。

附則でございます。第 1 項、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、開成町特別会計条例（昭和 39 年開成町条例第 16 号）は廃止する。

経過措置でございます。第 3 項、この条例による廃止前の開成町特別会計条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく給食事業特別会計の平成 30 年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

第 4 項、条例の規定に基づく給食事業特別会計に属する出納閉鎖後の歳計剰余金については、この条例の規定に基づく給食事業特別会計が引き継ぐものとする。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、質疑を終了し、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、続いて討論を行いますが、討論はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、採決を行います。

議案第４７号 開成町給食事業特別会計条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（茅沼隆文）

着席してください。起立全員によって、可決いたしました。